

精明地区及び加治地区の新しい移動手段 (案) について

令和2年10月6日

飯能市地域公共交通対策協議会

精明地区、加治地区の現状と課題

2

■ 交通手段の現状

○鉄道：西武池袋線、J R 八高線（飯能駅、東飯能駅、元加治駅から1キロ～4キロの距離）

○路線バス：

- ・西武バス 狭山市駅西口行
下川崎経由：土休日1便のみ
笹井経由：平日2便のみ

交通
不便地域

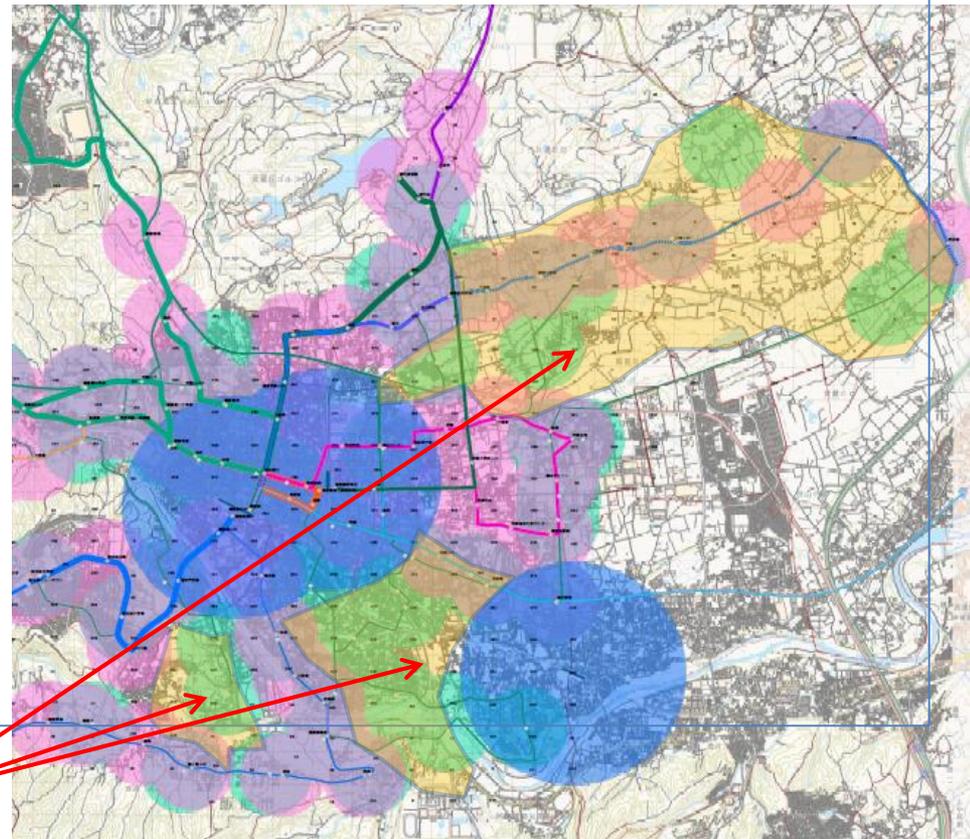
- ・西武バス 河辺、東青梅方面行
- ・国際興業バス 双柳循環
- ・イーグルバス 武蔵高萩駅行
- ・3事業者メツァ直通バス：平日 10便
土休日 33便

1時間に1
便程度の
頻度

○その他の移動手段

- ・精明地区内工業団地企業の送迎バス
- ・精明地区内高齢者福祉施設の送迎バス
- ・征矢町、矢嵐、前ヶ貫 民間事業者の送迎バス

公共交通の不十分地域



精明地区、加治地区の現状と課題

■ 地域特性を踏まえた現状・課題

- ・広範囲で交通不十分地域になっている
- ・民間事業者の送迎バスなどの社会資源あり
- ・両地区ともタクシー事業者の営業所がある

■ 公共交通網に関する課題

- ・鉄道の利用は比較的しやすい地域（自転車、徒歩で駅まで行くことができれば）
- ・バスの頻度が非常に少なく日常的な生活には活用できない地区

■ 公共交通市民アンケートの結果から

- ・バス路線があるのに使えない　・路線バスの充実、路線バスの増便を求める
- ・商業施設までが遠い　・小型の巡回バス望む
- ・総合福祉センターのバス非常に助かっている
- ・自家用車が無いと暮らしていけない地域　・自転車に乗れなくなると買い物にも行けない
- ・他市と隣接している状況からお出かけの目的地が市内に限らない

解決策案（取組案）

4

1 （仮称）おでかけワゴンの導入

両地区の移動に困難を抱えた方が、買い物、通院など日常のおでかけのために利用できる新たな移動手段を、地域、交通事業者、市が協力して導入する。

（市役所、総合福祉センター、その他、地区内の利用頻度の高い商業施設、医療施設に行くことができる移動手段を検討する。）

2 民間事業者の協力による移動手段の確保

民間事業者が運行している送迎バスの活用の可能性について検討・協議する。

(仮称)おでかけワゴンの導入について

①概要

精明地区、加治地区内の交通手段の不十分な地域において、住民の買い物や通院など日常のおでかけを支え、民間の路線バスや鉄道路線等の軸となる交通と連携する端末の移動手段を確保するため、市から提案し、地域のみなさんとともに考えた運行計画（運行ルート、便数、停留所等）に基づき、交通事業者を運行者とした移動手段を導入する。

②導入の検討に向けた前提条件

- ・総合福祉センターを停留所の一つとする。
- ・運行計画（運行ルート、便数、停留所等）は市が案を示し地域とともに作成する。
- ・市内公共交通(鉄道、路線バス)と競合せず運行を圧迫しないものとする。
- ・高齢者の生活支援として減免等についても検討し、運転免許の返納にもつなげる。
- ・車両は、市で購入し公有民営又は市直営の運行を目指す。

(仮称)おでかけワゴンの運行形態 (案)

③運行形態

- ・運行日数 3日／週
- ・運行便数 4便／日（各地区）
- ・運行時間 9時台～16時台
- ・利用対象者 誰でも（高齢者をはじめ運転免許を持っていない方を想定）
- ・運賃設定 路線バスと同程度か少し割高となるよう設定する。
1回 250円～300円 往復 500円程度
- ・想定利用者数 総合福祉センター送迎バスの1便当たりの利用者数を想定する。
5.5人／便(精明) 5.3人／便(加治)
- ・運行ルート 別紙のとおり
- ・車 両 10人乗りワゴン車（詳細は別紙のとおり）※市が購入
- ・運行事業者 交通事業者（タクシー事業者及びバス事業者を想定）

導入・運行スケジュール

7

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
地域	機絵 ①	試乗会	機絵 ②	機絵 ③		広報 周知			機絵		機絵			機絵			
庁内・議会	全協	議会			議会			議会 予算			議会	※条例 案作成		議会 ※条例			議会
分科会・ 協議会	分科会		協議会		分科会	協議会			分会	協議会	分科会	協議会 本格運 行協議			分会	協議会	
許可・登録												許可 登録					
車両購入			購入 決裁			納車											
運行					見積 業者 決定		実証運行			検証					本格運行		

※条例について、自家用有償旅客運送（白ナンバー）での実施の場合

- ・地域との検討を進め、本年度内（令和3年2月）に実証運行を開始する。
- ・利用状況等を検証しながら来年度（令和3年10月）の本格導入を目指す。

地域における検討の流れ（進捗）

例

加治地区 新たな移動手段検討スケジュール

令和2年8月17日（月）

第1回

- 市の公共交通や交通政策について説明
- 新たな移動手段の運行案について説明
- 運行案についての意見交換

話し合いの成果をまとめて回覧板等で報告（加治地区 みんなで考えようおでかけの足通信 第1号）

意見募集期間
加治地区行政センター、市役所生活安全課（ほか）

令和2年9月30日（水）
10月1日（木）

試乗会

- 10人乗り車両での試乗会の実施
- 試乗された方へのアンケートの実施

令和2年10月14日（水）

第2回

- 試乗会、意見募集期間後の意見交換
- 運行案の修正検討

話し合いの成果をまとめて回覧板等で報告（加治地区 みんなで考えようおでかけの足通信 第2号）

令和2年11月10日（火）

第3回

- 運行ルート、運行便数、停留所、運賃等実証運行案のまとめ
- 今後の検討事項、課題について
- 実証運行に向けて

話し合いの成果をまとめて回覧板等で報告（加治地区 みんなで考えようおでかけの足通信 第1号）

実証運行開始 令和3年2月以降

交通事業者に対する意向確認

9

- 地域の現状及び課題の把握
- 具体的な移動ニーズを基に解決策の検討・協議

市から地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の検討を依頼

※緑ナンバーでの実施が可能かどうかの意向確認

緑ナンバーでの実施の意向を確認

飯能市地域公共交通対策協議会への報告

公有民営車両による事業実施に向けた準備の開始

交通事業者による運行方法 2案

10

① 緑ナンバー

一般乗合旅客自動車運送事業

【乗り合い】

事業者主体

- 乗合事業を始めるための事業許可を受ける。
- 使用する車両のナンバーの入れ替えが必要
⇒ 事業者が実施
- 事業計画、運行計画、運賃について国への認可、届出
- 国への補助金申請（地域内フィーダ-系統確保維持費）
⇒ 市が協力し事業者が申請

② 白ナンバー

自家用有償旅客運送

【市町村運営】

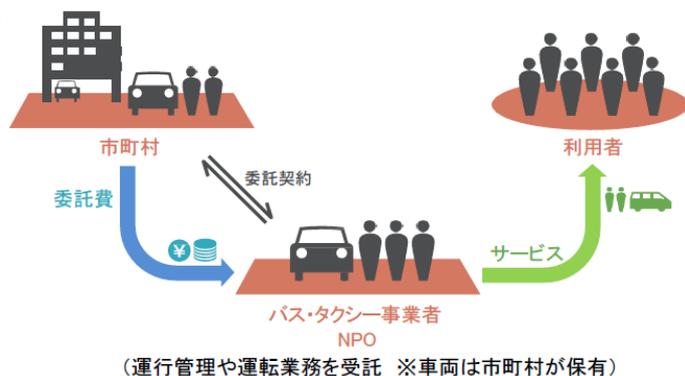
市直営

- 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）の実施について協議会に諮り了承を得る。
- 事業内容について埼玉県知事への届出
- 国への補助金申請（地域内フィーダ-系統確保維持費）
⇒ 市が実施
- 運行について見積提出会を行い事業者を選定
⇒ 事業者に委託

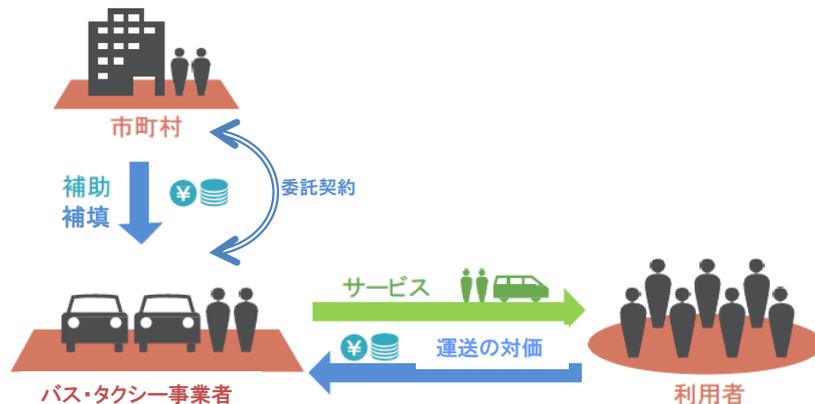
① 緑ナンバーでの実施イメージ

(事業者主体 一般乗合旅客自動車運送事業として実施)

実証運行 R3年2月中旬～9月30日まで (市からの委託事業)



本格実施 R3年10月1日以降 (事業者主体)



法律・運営	内容
道路運送法上の位置づけ	道路運送法上の許可・登録は不要
利用者・対象者	誰でも (特段の要件なし)
運送主体	市
運行時の責任	市
運送車両	市の車両 (交通事業者に貸与、緑ナンバー)
運転者	交通事業者 (市から委託)
運行ルート・範囲	特段の要件なし
運送の対価	なし

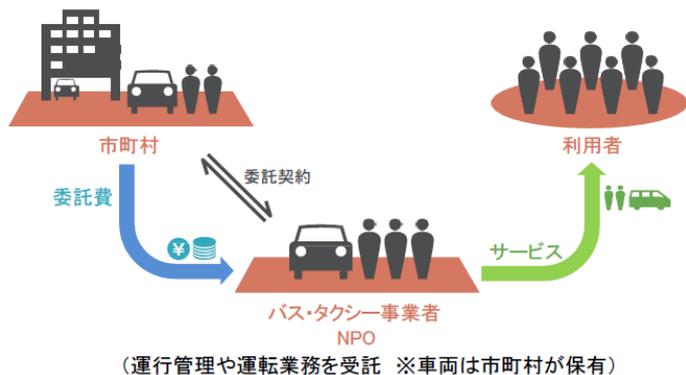
法律・運営	内容
道路運送法上の位置づけ	道路運送法上の許可が必要
利用者・対象者	誰でも (特段の要件なし)
運送主体	交通事業者 (市からの委託事業)
運行時の責任	交通事業者 (市からの委託事業)
運送車両	市の車両 (交通事業者に貸与、緑ナンバー)
運転者	交通事業者
運行ルート・範囲	申請・許可が必要
運送の対価	あり (欠損分は市が補助)

② 白ナンバーでの実施イメージ

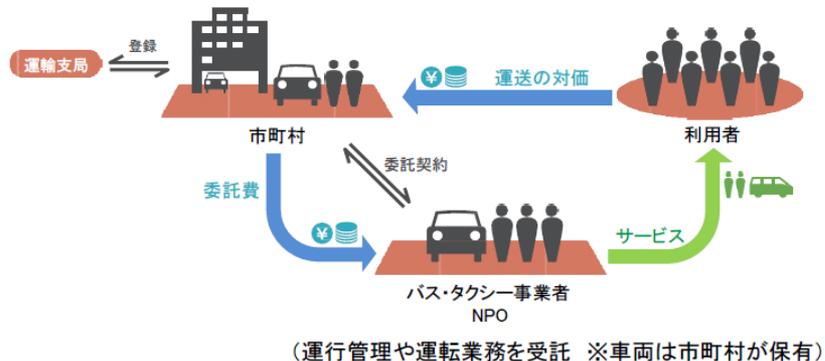
(市が主体 自家用有償旅客運送【市町村運営有償運送】として実施)

12

実証運行 R3年2月中旬～9月30日まで
(市からの委託事業)



本格実施 R3年10月1日以降
(市が主体 運行業務を事業者に委託)



法律・運営	内容
道路運送法上の位置づけ	道路運送法上の許可・登録は不要
利用者・対象者	誰でも（特段の要件なし）
運送主体	市
運行時の責任	市
運送車両	市の車両（白ナンバー）
運転者	交通事業者（市からの委託）
運行ルート・範囲	特段の要件なし
運送の対価	なし

法律・運営	内容
道路運送法上の位置づけ	道路運送法上の登録が必要
利用者・対象者	誰でも（特段の要件なし）
運送主体	市
運行時の責任	市（事業者に委託）
運送車両	市の車両（白ナンバー）
運転者	交通事業者（市からの委託）
運行ルート・範囲	申請・登録が必要
運送の対価	あり

事業実施に向けた準備

13

- 車両購入
 - ①本協議会において購入する車両についての了承をいただく
 - ②車両購入に向けた庁内の手続き（入札）
 - ③納車

- 運行事業者の選定
 - R2.10
 - ・対象事業者（市内路線バス事業者、タクシー事業者）に実施要領、基本協定案、実施スケジュール、申請書類等を送付
 - ・申請受付（10月中）⇒ 見積提出会により事業者選定
 - ※申請がなかった場合は白ナンバーでの実施に切り替え
 - R2.12
 - ・本協議会において運行事業者の報告

活用を検討している補助金

14

■ 車両購入：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・8月に開催された市議会臨時議会において議決された。
- ・地域の経済活動や高齢者の移動支援等、地域での暮らしを守るため、感染拡大防止に配慮した事業に必要な経費として支出を予定

■ 運行経費等補助：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（国補助金）

- ・補助対象事業者は乗合事業者又は自家用有償旅客運送を行う者
- ・協議会の議論を経て定めた生活交通確保維持改善計画に確保・維持が必要と掲載された路線の運行
- ・地域間幹線系統（国際興業バス・名郷線）の支線系統であること
- ・補助率 1 / 2